



鳥取県公報

平成 23 年 1 月 31 日 (月)
号外第 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (5) (会計指導課)	3
-------	---	---

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

会計事務の効率化を図るため、口座振替の方法によって収納する場合の指定金融機関等との財務に関する記録の受渡しの方法に、電磁的記録による送受信による方法を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 口座振替の方法によって収納する場合における指定金融機関等との財務に関する記録の受渡しの方法に、電磁的記録による送受信による方法を加える。
- (2) 部等の出納員が収納した歳入金（以下「収納金」という。）に係る会計管理者への引継事務を廃止し、収納金は部等の出納員が直接指定金融機関に払い込むこととする。
- (3) 部等の出納員は、出張先において収納金を収納したときは、帰庁の日（現行 収納の日）又はその翌日に指定金融機関に払い込むこととする。
- (4) 隔地にいる債権者への歳出金支払通知書の送付事務について、統轄店及び指定出納取扱店を経由せず、直接債権者へ送付することとする。
- (5) 歳入歳出外現金のうち所得税及び社会保険料は、納付書により納付することができることとする。
- (6) インターネット公有財産売却システムを利用して不用物品を売り払うことができるよう関係する規定について所要の改正を行う。
- (7) 契約の相手方の債務不履行に伴う遅延利息又は違約金について、その金額が100円未満の場合は徴収しないことができることとする。
- (8) 分任出納員に委任させる会計管理者の事務について、県営住宅の賃貸借契約の解除等及び県営住宅の駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納に関する事務を加える。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする(8)を除き、公布日とする。
 - イ 鳥取県税条例施行規則及び鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則について(1)と同様の改正を行う。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 5 号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下本則において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下本則において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下本則において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下本則において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下本則において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示並びに削除項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示、追加項等並びに追加別表細目を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（文書による納入の通知）</p> <p>第14条 知事又は出納機関の長は、調定（次に掲げる歳入の調定を除く。）をした場合には、直ちに納入通知書（様式第1号）を作成して、納入者に送付しなければならない。ただし、納入者から第18条の2の規定による口座振替の方法によって歳入を納付する旨の届出があったときは、納入通知書又は納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付し、又は<u>納入通知書の記載事項を記録した電磁的記録（以下「納入通知書記録」という。）を当該指定金融機関等の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。</u></p>	<p>（文書による納入の通知）</p> <p>第14条 知事又は出納機関の長は、調定（次に掲げる歳入の調定を除く。）をした場合には、直ちに納入通知書（様式第1号）を作成して、納入者に送付しなければならない。ただし、納入者から第18条の2の規定による口座振替の方法によって歳入を納付する旨の届出があったときは、納入通知書又は納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付しなければならない。</p>

(1)~(5) 略

- 2 前項の納入通知書に記載され、又は磁気テープ等若しくは納入通知書記録に記録された金額は、これを改めることができない。
- 3 納入通知書、磁気テープ等又は納入通知書記録に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日~~の~~翌日から起算して20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。ただし、過年度支出の返納に係る納入通知書に指定する納付期限は、調定の日~~の~~翌日から起算して10日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

(納入通知書の再発行及び訂正)

第16条 略

2 略

- 3 知事又は出納機関の長は、納入通知書の記載事項又は磁気テープ等若しくは納入通知書記録に記録された事項に誤りがあることを発見したときは、納入未済であるときは直ちに訂正の手続をし、納入済であるときはその訂正を会計管理者又は出納員に請求しなければならない。

(部等の出納員の収納金の払込み)

第21条 部及び出納機関に指定しない機関の出納員(以下「部等の出納員」という。)は、収納した歳入金を収納の日(出張先において収納したときは、帰庁の日。以下同じ。)又はその翌日(同日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その直後の県の休日でない日。次条第2項及び第3項、第22条第1項、第26条第2項並びに第94条において同じ。)に払込書(様式第6号)により指定金融機関に払込みの上、毎月、領収済報告書(様式第5号)を作成し、その月の翌月5日(同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日)までに会計管理者に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

- 2 前項の納入通知書に記載され、又は磁気テープ等に記録された金額は、これを改めることができない。
- 3 納入通知書又は磁気テープ等に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日~~の~~翌日から起算して20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。ただし、過年度支出の返納に係る納入通知書に指定する納付期限は、調定の日~~の~~翌日から起算して10日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

(納入通知書の再発行及び訂正)

第16条 略

2 略

- 3 知事又は出納機関の長は、納入通知書の記載事項又は磁気テープ等に記録された事項に誤りがあることを発見したときは、納入未済であるときは、直ちに訂正の手続をし、納入済であるときは、その訂正を会計管理者又は出納員に請求しなければならない。

(部等の出納員の収納金の引継ぎ等)

第21条 部及び出納機関に指定しない機関の出納員(以下「部等の出納員」という。)は、収納した歳入金を会計管理者に引き継がなければならない。ただし、別に定める部等の出納員は、収納の日又はその翌日に払込書(様式第6号)により指定金融機関に払込みの上、毎月、領収済報告書(様式第5号)を作成し、その月の翌月5日(同日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときはその翌日)までに会計管理者に提出しなければならない。

- 2 部等の出納員は、収納した歳入金を前項本文の規定により会計管理者に引き継ぐときは、収納の日又はその翌日に現金(証券)領収証書用紙及び現金(証券)引継簿によって引き継がなければならない。ただし、出張先において収納したときは、帰庁の日又はその翌日に引き継がなければならない。

- 3 遠隔地の部等の出納員は、その収納した歳入金を

2 前項の規定により処理した部等の出納員は、現金（証券）領収証書原符及び現金出納簿（様式第42号）について毎年2回以上会計管理者の検査を受けなければならない。

（収納金の払込み）

第22条 略

2 第21条第1項、前条第3項又は前項の規定にかかわらず、指定金融機関の店舗の存する市区町村以外の市区町村の区域に在勤する出納員若しくは分任出納員又は指定金融機関の店舗の存する市区町村の区域に在勤する分任出納員であって会計局長の承認を受けたものは、現金に限り収納した日から15日を経過した日までの分を取りまとめ、その日から3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額が3万円に達したときの払込みについては、その日から3日以内とする。

3 略

（指定金融機関等の収納）

第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。

（1）～（3） 略

（4） 知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書（第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）第14条の2第2項の規定による納入通知書、納付書若しくは磁気テープ等の送付又はその使用に係る電子計算機に納入通知書記録若しくは納付書の記載事項を記録した電磁的記録（以下「納付書記録」という。）の送信があったとき。

2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書の規定による磁気テープ等の送付若しくは納入通知書記録の送信又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による磁気テープ等の送付若しくは納付書記録の送信があった場合を

前項の規定により引き継ぐことができないときは、収納の日又はその翌日に払込書により指定金融機関に払込みのうえ、その都度領収済報告書を会計管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定により会計管理者が領収済報告書を受理したときは、第2項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

5 第1項から第3項までの規定により処理した部等の出納員は、現金（証券）領収証書原符及び現金出納簿（様式第42号）について毎年2回以上会計管理者の検査を受けなければならない。

（収納金の払込み）

第22条 略

2 第21条第1項ただし書、同条第3項、前条第3項又は前項の規定にかかわらず、指定金融機関の店舗の存する市区町村以外の市区町村の区域に在勤する出納員若しくは分任出納員又は指定金融機関の店舗の存する市区町村の区域に在勤する分任出納員であって会計局長の承認を受けたものは、現金に限り収納した日から15日を経過した日までの分を取りまとめ、その日から3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額が3万円に達したときの払込みについては、その日から3日以内とする。

3 略

（指定金融機関等の収納）

第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。

（1）～（3） 略

（4） 知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書（第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）第14条の2第2項の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。

2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による磁気テープ等の送付があった場合を除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は出納機関の長から第

除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書の規定による納入通知書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による納付書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書（様式第10号）及び収納金集計票（様式第11号）に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書の規定により送付された磁気テープ等若しくは送信された納入通知書記録又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等若しくは送信された納付書記録に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に収納した現金を添えて統轄店に納付するとともに、当該磁気テープ等に収納の状況を記録したもの（以下「収納記録磁気テープ等」という。）を統轄店に送付し、又は当該納入通知書記録若しくは納付書記録に収納の状況を記録したもの（以下「収納状況記録」という。）を統轄店の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

4 略

5 指定金融機関は、第1項の規定により歳入金（磁気テープ等、納入通知書記録及び納付書記録に係る歳入金を除く。）を収納したとき、又は第3項（同項ただし書を除く。）の規定による納付があったときは、収納証票送付書（様式第12号）に、収納金集計票及び領収済通知書を添えて統轄店に送付しなければならない。

6 指定金融機関は、第14条第1項ただし書の規定により送付された磁気テープ等若しくは送信された納入通知書記録又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等若しくは送信された納付書記録に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書（様式第12号の2）を統轄店に送付するとともに、収納記録磁気テープ等を統轄店に送付し、又は収納状況記録を統轄店の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

7 略

8 統轄店は、歳入金の納付を受けたとき、第5項の領収済通知書の送付を受けたとき、又は第3項ただし書若しくは第6項の規定により収納記録磁気テ

14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による納入通知書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書（様式第10号）及び収納金集計票（様式第11号）に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの（以下「収納記録磁気テープ等」という。）を添えて、統轄店に納付しなければならない。

4 略

5 指定金融機関は、第1項の規定により歳入金（磁気テープ等に係る歳入金を除く。）を収納したとき、又は第3項（同項ただし書を除く。）の規定による納付があったときは、収納証票送付書（様式第12号）に、収納金集計票及び領収済通知書を添えて統轄店に送付しなければならない。

6 指定金融機関は、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書（様式第12号の2）に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7 略

8 統轄店は、歳入金の納付を受けたとき、第3項ただし書若しくは第6項の収納記録磁気テープ等又は第5項の領収済通知書の送付を受けたときは、別に

プ等の送付若しくは収納状況記録の送信があったときは、別に定めるものを除くほか、領収済通知書若しくは収納記録磁気テープ等を知事及び会計管理者に送付し、又は収納状況記録を知事及び会計管理者の使用に係るそれぞれの電子計算機に送信しなければならない。

- 9 知事は、前項の規定により収納記録磁気テープ等の送付を受け、又は送信された収納状況記録をその使用に係る電子計算機に受信したときは、出納機関の長が調定をした歳入金の収納の状況を当該出納機関の長に対し通知するものとする。
- 10 知事は第8項の規定により収納記録磁気テープ等の送付を受け、又は送信された収納状況記録をその使用に係る電子計算機に受信したときは出納機関の長が調定をした歳入金以外の歳入金について、出納機関の長は前項の規定により通知を受けたときはその通知に係る歳入金について、それぞれ領収済証明書（様式第12号の3）を納入者に交付しなければならない。ただし、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収済証明書の交付を要しないものとする。

（領収済通知書等の亡失又は損傷）

第37条 略

- 2 知事又は出納機関の長は、収納記録磁気テープ等若しくは収納状況記録又は収納記録磁気テープ等若しくは収納状況記録の内容を出力した帳票を亡失し、又は損傷したときは、統轄店に当該収納記録磁気テープ等若しくは収納状況記録に記録されていた内容と同じ内容を記録した磁気テープ等若しくは電磁的記録又は統轄店が保管している収納記録磁気テープ等若しくは収納状況記録の内容を出力した帳票の写しの交付を請求しなければならない。
- 3 略

（隔地払）

第53条 略

- 2 前項の場合において、会計管理者は、別に定める歳出金支払通知書を債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって支払通知書を送付する場合は、会計管理者の指定する者に送付させるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、歳出金支払通知書の送付に代え、電報によ

定めるものを除くほか、収納記録磁気テープ等又は領収済通知書を知事及び会計管理者に送付しなければならない。

- 9 知事は、前項の規定により収納記録磁気テープ等の送付を受けたときは、出納機関の長が調定をした歳入金の収納の状況を当該出納機関の長に対し通知するものとする。
- 10 知事は第8項の規定により収納記録磁気テープ等の送付を受けたときは出納機関の長が調定をした歳入金以外の歳入金について、出納機関の長は前項の規定により通知を受けたときはその通知に係る歳入金について、それぞれ領収済証明書（様式第12号の3）を納入者に交付しなければならない。ただし、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収済証明書の交付を要しないものとする。

（領収済通知書等の亡失又は損傷）

第37条 略

- 2 知事又は出納機関の長は、収納記録磁気テープ等又は収納記録磁気テープ等の内容を出力した帳票を亡失し、又は損傷したときは、統轄店に当該収納記録磁気テープ等に記録されていた内容と同じ内容を記録した磁気テープ等又は統轄店が保管している収納記録磁気テープ等の内容を出力した帳票の写しの交付を請求しなければならない。
- 3 略

（隔地払）

第53条 略

- 2 前項の場合において、会計管理者は、別に定める歳出金支払通知書を統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって支払通知書を送付する場合は、会計管理者の指定する者に送付させるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、歳出金支払通知書の送付に代え、指定出納

り債権者に通知することができる。この場合において、会計管理者は、その旨を統轄店を経由して指定出納取扱店に通知しなければならない。

(支払の取消し)

第55条 略

2 会計管理者は、隔地払に係る支払の命令をしたものについて前項の手続をしようとするときは、あらかじめ債権者から当該歳出金支払通知書を回収しなければならない。

(歳出金支払通知書の再発行)

第59条 債権者は、歳出金支払通知書を亡失し、又は損傷したときは、会計局長が別に定める指定出納取扱店の現金支払未済の証明のある歳出金支払通知書再発行請求書(様式第21号)により、会計管理者に再発行の請求をしなければならない。

2 略

3 会計管理者は、第1項の請求を受けたときは、当初発行した歳出金支払通知書と同一内容の歳出金支払通知書を作成し、欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して、債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって再発行の支払通知書を送付する場合は、会計管理者の指定する者に送付させるものとする。

(指定出納取扱店等における隔地払)

第62条 指定出納取扱店は、会計管理者から隔地払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を別段預金勘定に受け入れなければならない。ただし、県税の還付に係る隔地払については、令第165条の7の規定により支出の手続の例によって発行する支払通知書は、会計管理者の指定する者に送付させるものとする。

2 略

(歳入歳出外現金の受入れの決定及び払出しの通知)

取扱店をして電報により債権者に通知させることができる。この場合において、会計管理者は、その旨を統轄店を経由して指定出納取扱店に通知しなければならない。

(支払の取消し)

第55条 略

2 会計管理者は、隔地払に係る支払の命令をしたものについて前項の手続をしようとするときは、あらかじめ指定出納取扱店又は債権者から当該歳出金支払通知書を回収しなければならない。

(歳出金支払通知書の再発行)

第59条 債権者は、歳出金支払通知書を亡失し、又は損傷したときは、歳出金支払通知書を送付した指定出納取扱店(第53条第2項ただし書の規定により会計管理者の指定する者が支払通知書を送付した場合)にあつては、会計局長が別に定める指定出納取扱店の現金支払未済の証明のある歳出金支払通知書再発行請求書(様式第21号)により、会計管理者に再発行の請求をしなければならない。

2 略

3 会計管理者は、第1項の請求を受けたときは、当初発行した歳出金支払通知書と同一内容の歳出金支払通知書を作成し、欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して、統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって再発行の支払通知書を送付する場合は、会計管理者の指定する者に送付させるものとする。

(指定出納取扱店等における隔地払)

第62条 指定出納取扱店は、会計管理者から隔地払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を別段預金勘定に受け入れるとともに、歳出金支払通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付に係る隔地払については、令第165条の7の規定により支出の手続の例によって発行する支払通知書は、会計管理者の指定する者に送付させるものとする。

2 略

(歳入歳出外現金の受入れの決定及び払出しの通知)

第92条の2 知事又は出納機関の長は、歳入歳出外現金（知事が別に定めるものを除く。以下この条、次条第1項本文及び第2項本文並びに第97条第1項において同じ。）の受入れの決定をしようとするときは、歳入歳出外現金受入調書により行わなければならない。

2 及び 3 略

（歳入歳出外現金の納付）

第93条 県に歳入歳出外現金を納付しようとする者は、歳入歳出外現金納付書（保管証書）（様式第32号）又は有価証券納付書（保管証書）（様式第33号）に、現金又は有価証券を添えて、会計管理者又は出納員に納付しなければならない。ただし、次に掲げる歳入歳出外現金については、納付書により指定金融機関等に納付することができる。

（1）～（6）略

（7）所得税

（8）社会保険料

2 会計管理者又は出納員は、前項の規定による歳入歳出外現金を領収したときは、納付者に保管証書を交付しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により納付者が納付書により同項各号に掲げる歳入歳出外現金を指定金融機関等に納付した場合は、当該納付者に保管証書を交付せず、保証金等の納付に係る領収証書をもって保管証書に代えることができる。

（保証金等の払戻しの請求）

第96条 保証金等（知事が別に定めるものを除く。）の払戻しを受けようとする者は、請求書を知事又は出納機関の長に提出しなければならない。ただし、保管証書（第93条第2項ただし書の規定により保管証書を交付しない場合にあっては、保証金等の納付に係る領収証書）の提示により債権者であることが確認できるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第112条 令第167条の16の規定により納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とし、その納付の時期は、契約を締結するときとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の契約保証金の額は、電子入札（知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者（以下「入札者」とい

第92条の2 知事又は出納機関の長は、歳入歳出外現金（知事が別に定めるものを除く。以下この条、次条本文及び第97条第1項において同じ。）の受入れの決定をしようとするときは、歳入歳出外現金受入調書により行わなければならない。

2 及び 3 略

（歳入歳出外現金の納付）

第93条 県に歳入歳出外現金を納付しようとする者は、歳入歳出外現金納付書（保管証書）（様式第32号）又は有価証券納付書（保管証書）（様式第33号）に、現金又は有価証券を添えて、会計管理者又は出納員に納付しなければならない。ただし、次に掲げる歳入歳出外現金については、納付書により指定金融機関等に納付することができる。

（1）～（6）略

2 会計管理者又は出納員は、前項の規定による歳入歳出外現金を領収したときは、納付者に保管証書を交付しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により納付者が納付書により同項第1号から第3号までに掲げる歳入歳出外現金を指定金融機関等に納付した場合は、当該納付者に保管証書を交付せず、保証金等の納付に係る領収証書をもって保管証書に代えることができる。

（保証金等の払戻しの請求）

第96条 保証金等（知事が別に定めるものを除く。）の払戻しを受けようとする者は、請求書を知事又は出納機関の長に提出しなければならない。ただし、保管証書の提示により債権者であることが確認できるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第112条 令第167条の16の規定により納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、その納付の時期は、契約を締結するときとする。

う。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法により行う入札をいう。)のうち、県有財産の売却を目的とする入札であって、知事が指定する事業者(第125条の3において「指定事業者」という。)がインターネットを利用して提供する公有財産等を売却するシステム(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行う入札(以下「公有財産売却システム入札」という。)にあつては、当該入札により納付した入札保証金の額と同額とする。

3 略

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.3パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の遅延利息又は違約金の額が100円未満であるときは、当該遅延利息又は違約金を徴収しないことができる。

(一般競争入札の公告)

第122条 略

2 令第167条の6の規定によるその他入札の公告について必要な事項は、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 略

(5) 電子入札(公有財産売却システム入札を除く。)による場合にあつては、その旨

(6) 公有財産売却システム入札による場合にあつては、その旨

(7)~(10) 略

2 略

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.3パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第122条 略

2 令第167条の6の規定によるその他入札の公告について必要な事項は、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 略

(5) 電子入札(知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者(以下「入札者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法により行う入札をいう。以下同じ。)による場合にあつては、その旨

(6) 公有財産売却システム入札(電子入札のうち、公有財産の売却を目的とする入札であつて、知事が指定する事業者(第125条の3において「指定事業者」という。)が提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行うものをいう。以下同じ。)による場合にあつては、その旨

(7)~(10) 略

(予定価格の入札執行前の公表)

第127条の2 契約権者は、当分の間、県有財産の売
 払いに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下こ
 の条において「入札」という。）に際し、県の業務
 の用に供されていない県有財産の売却を促進するた
 め特に必要があると認めるときは、当該県有財産の
 予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。
 この場合において、前条（第135条において準
 用する場合を含む。）の規定にかかわらず、予定価
 格を記載した書面は、封書にすることを要しない。

(収入の証拠書類)

第139条 収入の証拠書類として保管する書類は、次
 に掲げるとおりとする。

(1) ~ (5) 略

(6) 収納記録磁気テープ等又は収納状況記録の内
 容を出力した帳票

(7) ~ (11) 略

2 略

別表第 1 の 2 (第 6 条関係)

1 略

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
鳥取県東京本部 ～鳥取県立公文 書館	略
鳥取県東部総合 事務所	1 及び 2 略 3 県税局及び福祉保健局の分 任出納員以外の分任出納員に 委任させる事務 (1) ~ (3) 略 (4) 県営住宅の賃貸借契約 の解除又は県営住宅の駐車 場に係る使用許可の取消し に伴い生じた損害賠償金の 収納に関する事務 (5) 略 (6) 略
鳥取県八頭総合 事務所	略
鳥取県中部総合 事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の 分任出納員に委任させる事務

(予定価格の入札執行前の公表)

第127条の2 契約権者は、当分の間、県有財産（不
 動産に限る。以下同じ。）の売払いに係る一般競争
 入札又は指名競争入札（以下この条において「入
 札」という。）に際し、県の業務の用に供されてい
 ない県有財産の売却を促進するため特に必要がある
 と認めるときは、当該県有財産の予定価格を当該入
 札の執行前に公表することができる。この場合にお
 いて、前条（第135条において準用する場合を含
 む。）の規定にかかわらず、予定価格を記載した書
 面は、封書にすることを要しない。

(収入の証拠書類)

第139条 収入の証拠書類として保管する書類は、次
 に掲げるとおりとする。

(1) ~ (5) 略

(6) 収納記録磁気テープ等の内容を出力した帳票

(7) ~ (11) 略

2 略

別表第 1 の 2 (第 6 条関係)

1 略

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
鳥取県東京本部 ～鳥取県立公文 書館	略
鳥取県東部総合 事務所	1 及び 2 略 3 県税局及び福祉保健局の分 任出納員以外の分任出納員に 委任させる事務 (1) ~ (3) 略 (4) 略 (5) 略
鳥取県八頭総合 事務所	略
鳥取県中部総合 事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の 分任出納員に委任させる事務

	<p>(1)~(5) 略</p> <p><u>(6) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は県営住宅の駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納に関する事務</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>		<p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
<p>鳥取県西部総合事務所</p>	<p>1 略</p> <p>2 県税局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p><u>(7) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は県営住宅の駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納に関する事務</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>鳥取県西部総合事務所</p>	<p>1 略</p> <p>2 県税局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>
<p>鳥取県日野総合事務所～鳥取県鳥取空港管理事務所</p>	<p>略</p>	<p>鳥取県日野総合事務所～鳥取県鳥取空港管理事務所</p>	<p>略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

2 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディスクその他これ</p>	<p>(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディスクその他これ</p>

<p>らに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をその者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付し、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を当該指定金融機関等の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。</p>	<p>らに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をその者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付しなければならない。</p>
<p>(証明書の交付) 第50条 略 2及び3 略 4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。</p>	<p>(証明書の交付) 第50条 略 2及び3 略 4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。</p>
<p>5 略 様式目次 1～9 略 10 自動車税関係 第64号様式及び第64号様式の2 略 第64号様式の3 自動車税納税証明書(磁気テープ等又は電磁的記録用) 第64号様式の4～第64号様式の17 略 11～13 略</p>	<p>5 略 様式目次 1～9 略 10 自動車税関係 第64号様式及び第64号様式の2 略 第64号様式の3 自動車税納税証明書(磁気テープ等用) 第64号様式の4～第64号様式の17 略 11～13 略</p>

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

3 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

様式第10号の7（第7条関係）

県営住宅家賃口座振替依頼書

年 月 日

取扱金融機関 御中

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、下記のとおり依頼します。

略

略

略

略

口座振替事項

1 貴店が鳥取県から納入通知書若しくは磁気テープ等の送付を受け、又は納入通知書の記載事項を記録した電磁的記録を受信したときは、当該納入通知書、磁気テープ等又は電磁的記録に記載され、又は記録されている金額を指定預金口座等から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。

2 及び 3 略

様式第10号の8（第7条関係）

県営住宅家賃納入通知書送付等依頼書

年 月 日

職 氏 名 様

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、私宛に送付される納入通知書の代わりに下記の金融機関に納入通知書若しくは磁気テープ等を送付し、又は納入通知書の記載事項を記録した電磁的記録を送信してください。

略

略

様式第10号の7（第7条関係）

県営住宅家賃口座振替依頼書

年 月 日

取扱金融機関 御中

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、下記のとおり依頼します。

略

略

略

略

口座振替事項

1 貴店が鳥取県から納入通知書又は磁気テープ等の送付を受けたときは、納入通知書又は磁気テープ等に記載され、又は記録されている金額を指定預金口座等から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。

2 及び 3 略

様式第10号の8（第7条関係）

県営住宅家賃納入通知書送付等依頼書

年 月 日

職 氏 名 様

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、私あてに送付される納入通知書の代わりに下記の金融機関に納入通知書又は磁気テープ等を送付してください。

略

略

略	略	略	略
略		略	
注 略		注 略	